一次整理原価を、それぞれ、基礎原価等項目ごとに、別表第二第三表及び第四表に掲げる基準により、離島等供給に係る第一次整理原価（以下「離島等供給費」という。）及び離島等供給費以外の第一次整理原価（以下「非離島等供給費」という。）に整理し、非離島等供給費に整理された水力・火力・新エネルギー等発電費の部門の第一次整理原価を、発生の主な原因に応じて、電気の周波数の値の維持、接続供給及び電力量調整供給、送配電設備の事故等が生じた場合においても電気の安定供給を確保するために行う電気の潮流の調整及び揚水式発電設備における揚水運転、電気の電圧の値の維持並びにその発電設備以外の発電設備の発電に係る電気を受電することなく発電することができる発電設備の維持（以下「電気の周波数の値の維持等」という。）であって離島以外の指定旧供給区域に係るものに係る第一次整理原価（以下「アンシラリーサービス費」という。）及びアンシラリーサービス費以外の第一次整理原価（以下「非アンシラリーサービス費」という。）に配分することにより整理しなければならない。

二　販売費の部門の第一次整理原価を、基礎原価等項目ごとに、別表第二第一表、第二表及び第四表に掲げる基準により、離島等供給費及び非離島等供給費に整理し、離島等供給費及び非離島等供給費に整理された販売費の部門の第一次整理原価を、給電費、需要家費及び一般販売費に配分することにより整理しなければならない。

三　前号の規定により非離島等供給費のうちの給電費に整理された第一次整理原価を、基礎原価等項目ごとに、別表第二第一表及び第二表に掲げる基準により、一般送配電事業等に係る第一次整理原価（以下「ネットワーク給電費」という。）とネットワーク給電費以外の第一次整理原価（以下「非ネットワーク給電費」という。）に配分することにより整理しなければならない。

四　第二号の規定により非離島等供給費のうちの需要家費に整理された第一次整理原価を、基礎原価等項目ごとに、別表第二第一表及び第二表に掲げる基準により、一般送配電事業等に係る第一次整理原価（以下「ネットワーク一般販売費」という。）とネットワーク一般販売費以外の第一次整理原価（以下「非ネットワーク需要家費」という。）に配分することにより整理しなければならない。

五　第二号の規定により非離島等供給費のうちの一般販売費に整理された第一次整理原価を、基礎原価等項目ごとに、別表第二第一表及び第二表に掲げる基準により、ネットワーク一般販売費及び非ネットワーク一般販売費に配分することにより整理しなければならない。

5・6　［略］

第二十二条　［略］

第二十三条　沖縄電力は、前条の規定により整理された送配電非関連費（非ネットワーク需要家費及び非ネットワーク一般販売費を除く。以下この項において同じ。）を、非アンシラリーサービス費、基礎原価等項目及び購入販売電源項目ごとに、次の各号に掲げる基準により、送配電非関連固定費及び送配電非関連可変費に配分することにより整理し、様式第五の二により送配電非関連費明細表を作成しなければならない。ただし、環境対策費については、送配電非関連可変費に配分することにより整理しなければならない。

一～三　［略］

2・3　［略］

第二十四条　［略］

第二十五条　［略］

第二十六条　沖縄電力は、前条の規定により整理された送配電非関連費（非ネットワーク需要家費及び非ネットワーク一般販売費を除く。以下この項において同じ。）を、非アンシラリーサービス費、基礎原価等項目及び購入販売電源項目ごとに、次の各号に掲げる基準により、送配電非関連固定費及び送配電非関連可変費に配分することにより整理し、様式第五により送配電非関連費明細表を作成しなければならない。ただし、環境対策費については、送配電非関連可変費に配分することにより整理しなければならない。

一～三　［略］

2・3　［略］